

日 本 小 型 船 舶 検 査 機 構  
検 定 事 務 規 程

令 和 元 年 8 月

# 日本小型船舶検査機構 検定事務規程

昭和49年 8月27日  
機構規程第8号

改正	昭和50年 5月 1日機構規程第 9号	昭和51年 3月29日機構規程第 5号
	昭和52年 7月 1日機構規程第 5号	昭和53年 8月15日機構規程第 5号
	昭和53年10月 1日機構規程第 9号	昭和56年 3月31日機構規程第 3号
	昭和57年 8月 6日機構規程第 4号	昭和57年12月21日機構規程第16号
	昭和59年11月30日機構規程第 8号	昭和62年10月 1日機構規程第11号
	昭和63年 3月24日機構規程第 4号	平成元年 3月27日機構規程第 1号
	平成 3年 3月18日機構規程第 3号	平成 3年 3月29日機構規程第 6号
	平成 4年 4月20日機構規程第 8号	平成 4年12月 4日機構規程第20号
	平成 6年 3月30日機構規程第 3号	平成 6年11月11日機構規程第 9号
	平成 7年 4月 6日機構規程第 1号	平成 7年10月18日機構規程第 5号
	平成 9年 3月28日機構規程第 1号	平成 9年 6月26日機構規程第 5号
	平成 9年 7月24日機構規程第 8号	平成 9年11月27日機構規程第12号
	平成 9年12月22日機構規程第17号	平成10年 6月25日機構規程第 1号
	平成10年 9月22日機構規程第 2号	平成11年 3月29日機構規程第 6号
	平成11年 9月29日機構規程第12号	平成12年 3月31日機構規程第 1号
	平成12年12月22日機構規程第10号	平成13年 1月31日機構規程第 3号
	平成13年 3月29日機構規程第10号	平成14年 6月28日機構規程第25号
	平成14年 9月30日機構規程第27号	平成15年11月18日機構規程第19号
	平成16年11月30日機構規程第22号	平成17年 5月18日機構規程第14号
	平成17年12月 2日機構規程第24号	平成20年 9月29日機構規程第 6号
	平成21年 7月13日機構規程第 5号	平成25年 3月19日機構規程第 4号
	平成25年 7月11日機構規程第11号	平成25年10月 1日機構規程第16号
	平成26年 2月28日機構規程第 1号	平成27年 7月13日機構規程第 7号
	令和元年 8月30日機構規程第 5号	

## 目次

第1章	総則
第2章	検定の申請の受付事務
第3章	検定の実施方法
第4章	検定合格証明書の交付及び再交付
第5章	手数料及び旅費
第6章	検定に係る事務処理
第7章	雑則
附則	

## 第1章 総 則

### 1-1 目 的

1-1-1 この検定事務規程は、船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号。以下「規則」という。）第3条に掲げる船舶又は物件の検定事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的とする。

### 1-2 用 語

1-2-1 この検定事務規程の用語は、特に定めるもののほか、船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）及び規則に定めるところによる。

### 1-3 適用

1-3-1 検定事務の実施に当たっては、法及びこれに基づく命令の規定並びに国土交通省関係通達によるほか、この規程によるものとする。

### 1-4 検定事務を行う事務所及び管轄区域

1-4-1 検定事務（執行事務に限る。）を行う事務所は、日本小型船舶検査機構業務方法書（昭和49年機構規程第20号。以下「方法書」という。）第3条で定める支部とし、その管轄区域は、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第48条第1項の規定により国土交通大臣に届け出た管轄区域と同一の管轄区域とする。

### 1-5 小型船舶検査員

1-5-1 小型船舶検査員は、小型船舶検査機構に関する省令（昭和48年運輸省令第51号。以下「機構省令」という。）第14条で定める要件を備える者のうちから選任するものとする。

1-5-2 機構省令第14条第4号で規定する同省令同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者については、小型船舶検査員等の選任に関する規程（平成20年機構規程第8号）により定めるものとする。

## 第2章 検定の申請の受付事務

### 2-1 検定申請書の受付事務

#### 2-1-1 （申請書の受付）

事務所は、検定事務に係る申請書が事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請書の申請者の氏名又は名称及び住所、検定等を受けようとする船舶又は物件の型式承認番号、名称、型式及び数量の記載があること、小型船舶検査等手数料払込証明書の提出又は手数料納付の受領証の提示があることを確認し、当該申請書に受付番号、受付日及び別表第3の略符を打刻すること。

#### 2-1-2 （申請書の審査）

事務所は、2-1-1に基づき検定事務に係る申請書の受付を行ったときは、当該

申請書の様式が規則に定める様式であること、記載事項に不備がないこと、必要書類が整備されていること、手数料の納付額に過不足がないことを審査し、適正であると認められるものについては、当該申請書に取扱者印及び事務所の長の確認印を押印し、検定等の実施に着手するものとする。

なお、申請書に不備等がある場合には、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて、当該申請の補正を求めるものとする。

#### 2-1-3 (手数料納付の確認)

日本小型船舶検査機構船舶検査等手数料収入事務取扱細則（昭和49年機構達第6号）第2条に定める様式により手数料が納付された場合は、小型船舶検査等手数料払込証明書の提出を求め、当該証明書を申請書に添付すること。ただし、当該様式以外の様式により手数料が納付された場合は、手数料納付の受領証の提示を求め、当該受領証に領収確認済の押印を行ったうえ当該受領証を申請者に返却すること。

上記に定めるほか、手数料の納付に関しては、方法書第13条の規定によること。

### 第3章 検定の実施方法

#### 3-1 検定の場所

3-1-1 検定は、原則として船舶又は物件を製造した事業場又は事務所において行うものとする。ただし、船舶又は物件が外国で製造された場合にあっては、当該船舶又は物件を輸入した者の事業場又は機構が指定した場所において行うことができるものとする。

#### 3-2 検定の準備

3-2-1 小型船舶検査員（以下単に「検査員」という。）はあらかじめ、検定申請者に検定に必要な準備をすべきことを指示するものとする。

#### 3-3 検定に用いる検査機器

3-3-1 検定に用いる検査機器（治具及び工具を含む。）は、公的機関が発行した証明書を有するもの又は検査員がこれと同等以上の性能又は精度を有すると認めたものでなければならない。

#### 3-4 検定の方法

3-4-1 検定は、別表第1の品名欄に掲げる船舶又は物件ごとに同表検定項目欄に掲げる項目につき、別表第2に定める抜取検査方式のうち別表第1の抜取検査方式欄で指定する方式により行うものとする。

3-4-2 別表第2に定める抜取数を抜取るには、乱数表等を用いランダムに抜取るものとする。

### 3-5 証印等

3-5-1 検定に合格した船舶又は物件に対しては、証印（様式第2号）及び機構を表わす略符（様式第3号）並びに検定実施事務所の略符（別表第3）を刻印又は押印するものとする。

## 第4章 検定合格証明書の交付及び再交付

### 4-1 検定合格証明書の交付

4-1-1 検定合格証明書の交付は、次のとおり行うものとする。

#### (1) 検定実施に伴う交付

- ① 検定に合格した船舶又は物件には、その型式毎に検定合格証明書1通を交付すること。ただし、物件について申請者から検定合格証明書を交付する必要はない旨の申し出があった場合は、この限りでない。
- ② 検定合格証明書は、その記載内容が検定記録簿と照合して誤りがないことを確認のうえ、交付すること。

#### (2) 交付申請に基づく交付

- ① 上記(1)で交付する検定合格証明書以外に検定合格証明書を要するとして検定合格証明書交付申請があった場合には、その申請に基づき、検定合格証明書を交付すること。
- ② 検定合格証明書交付申請の対象である受検品の検定記録簿を特定すること。
- ③ 検定合格証明書は、その記載内容が特定された検定記録簿と照合して誤りがないことを確認のうえ、交付すること。

### 4-2 検定合格証明書の再交付

4-2-1 検定合格証明書の再交付は、検定合格証明書の再交付申請を受けて、4-1-1(2)に準じて行うほか、再交付する検定合格証明書に「再交付」と記載するものとする。

## 第5章 手数料及び旅費

5-1 機構は、検定を受けようとする者から、実費を勘案して定めた別表第4により算出された額の手数料に5-4又は5-5に規定する検定のために要する旅費に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を加算した額を徴収するものとする。ただし、同一の場所で行われる他の検定（同一の臨検で行われるものに限る。以下同じ。）について旅費相当額を徴収している場合にあっては、旅費相当額は加算しない。

5-2 機構は、4-1-1(2)の規定による検定合格証明書の交付又は4-2の規定による検定合格証明書の再交付を受けようとする者から、別表第4に掲げる額の手数料を徴収するものとする。

5-3 当該検定について別表第4により算出された額と同一の場所で行われる他の検定に

ついて別表第4により算出された額との合計額が29,500円に満たない場合には、5-1の規定にかかわらず、29,500円の手数料に旅費相当額を加算した額を徴収するものとする。ただし、同一の場所で行われる他の検定について、29,500円の手数料を徴収している場合にあつては、当該手数料は徴収せず、旅費相当額を徴収している場合にあつては、旅費相当額は加算しない。

5-4 旅費相当額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 日 当 1日につき 2,400円 ただし、検定を行う場所と機構の支部との間を通常の経路及び方法により旅行した場合の往復の距離が90キロメートル以下のときは1,200円とし、8キロメートル以下のときは0円とする。
- (2) 宿泊料 1夜につき 11,100円
- (3) 交通費 検定を行う場所と機構の支部との間を通常の経路及び方法により旅行をした場合の運賃に相当する額

5-5 検定を外国で行う場合の旅費相当額は、5-4の規定にかかわらず、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、申請者が宿泊券、航空券等を準備する場合にあつては、当該宿泊券、航空券等に対応する経費は加算しない。

- (1) 日 当 1日につき 7,200円
- (2) 宿泊料 1夜につき 22,500円
- (3) 交通費 検定を行う場所と東京支部との間を通常の経路及び方法により旅行をした場合の次に掲げる運賃に相当する額
  - ① 東京支部から国内空港までの間の運賃
  - ② 国内空港から現地空港までの間の航空賃
  - ③ 現地空港とホテルとの間、ホテルと臨検先との間等の現地での移動に必要な運賃
- (4) 特別費用 次に掲げる費用に相当する額
  - ① 国内及び現地での空港等の利用税及びそれに類する費用
  - ② 査証手数料

5-6 外国において規則第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付を受ける場合における当該交付の手数料額は、5-2の規定にかかわらず、一通につき1,205円とする。

## 第6章 検定に係る事務処理

6-1 検定事務処理に当たっては、検定記録簿に必要事項を記載し、事務所の長が決裁印を押印するものとする。

6-2 検定記録簿には、検査員氏名、申請年月日、申請者の住所氏名、型式承認番号、名称及び型式、数量、製造年月、製造番号、製造事業所の名称及び所在地、検定年月

日及び検定実施記録、不合格数及び不合格品の製造番号、その他必要な事項を記載することとする。

6-3 検定合格証明書の交付の事務処理に当たっては、検定合格証明書交付記録簿に必要な事項を記載し、取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印するものとする。

6-4 検定合格証明書交付記録簿には、型式承認番号、名称及び型式、数量、製造年月、製造番号、製造した事業所の名称及び所在地、合格証交付枚数、証書交付番号、終了年月日、その他必要な事項を記載することとする。

6-5 検定合格証明書の再交付の事務処理に当たっては、検定合格証明書再交付記録簿に必要な事項を記載し、取扱者印を押印し、かつ、事務所の長が決裁印を押印するものとする。

6-6 検定合格証明書再交付記録簿には、型式承認番号、名称及び型式、製造番号、製造した事業所の名称及び所在地、検定合格証明書の番号及び交付年月日、終了年月日、その他必要な事項を記載することとする。

## 第7章 雑 則

### 7-1 細則への委任

7-1-1 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項（基本的事項を除く。）は、細則で定めることができるものとする。

7-1-2 機構は、この規程の規定に基づき細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出るものとする。

### 7-2 書類等の保管

7-2-1 検定申請書、検定合格証明書交付申請書、検定合格証明書再交付申請書、検定記録簿、検定合格証明書交付記録簿及び検定合格証明書再交付記録簿は当該文書の完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算して、3年間保存するものとする。

### 7-3 報告

7-3-1 事務所の長は、毎日その日に行った検定の実施状況を本部とオンラインで結ばれたコンピュータへ入力することにより理事長に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、昭和49年 9月 1日から施行する。

附 則（昭和50年 5月 1日機構規程第 9号）

この規程は、昭和50年 5月 1日から適用する。

附 則（昭和51年 3月29日機構規程第 5号）

この規程は、昭和51年 4月 1日から適用する。  
附 則（昭和52年 7月 1日機構規程第 5号）  
この規程は、昭和52年 7月 1日から適用する。  
附 則（昭和53年 8月15日機構規程第 5号）  
この規程は、昭和53年 8月15日から適用する。  
附 則（昭和53年10月 1日機構規程第 9号）  
この規程は、昭和53年10月 1日から施行する。  
附 則（昭和56年 3月31日機構規程第 3号）  
この規程は、昭和56年 4月 1日から施行する。  
附 則（昭和57年 8月 6日機構規程第 4号）  
この規程は、昭和57年 8月 6日から施行する。  
附 則（昭和57年12月21日機構規程第16号）  
この規程は、昭和58年 1月 1日から施行する。  
附 則（昭和59年11月30日機構規程第 8号）  
この規程は、昭和59年12月 1日から施行する。  
附 則（昭和62年10月 1日機構規程第11号）  
この規程は、昭和62年10月 1日から施行する。  
附 則（昭和63年 3月24日機構規程第 4号）  
この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。  
附 則（平成元年 3月27日機構規程第 1号）  
この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。  
附 則（平成 3年 3月18日機構規程第 3号）  
この規程は、平成 3年 4月10日から施行する。  
附 則（平成 3年 3月29日機構規程第 6号）  
この規程は、平成 3年 6月 1日から施行する。  
附 則（平成 4年 4月20日機構規程第 8号）  
この規程は、平成 4年 5月 6日から施行する。  
附 則（平成 4年12月 4日機構規程第20号）  
この規程は、平成 5年 1月 1日から施行する。  
附 則（平成 6年 3月30日機構規程第 3号）  
この規程は、平成 6年10月 1日から施行する。  
附 則（平成 6年11月11日機構規程第 9号）  
この規程は、平成 6年11月17日から施行する。  
附 則（平成 7年 4月 6日機構規程第 1号）  
この規程は、平成 7年 4月 6日から施行する。  
附 則（平成 7年10月18日機構規程第 5号）  
この規程は、平成 8年 1月 1日から施行する。  
附 則（平成 9年 3月28日機構規程第 1号）  
この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。



附 則（平成 9年 6月26日機構規程第 5号）  
この規程は、平成 9年 6月26日から施行する。

附 則（平成 9年 7月24日機構規程第 8号）  
この規程は、平成 9年 9月 1日から施行する。

附 則（平成 9年11月27日機構規程第12号）  
この規程は、平成 9年11月27日から施行する。

附 則（平成 9年12月22日機構規程第17号）  
この規程は、平成10年 1月 1日から施行する。

附 則（平成10年 6月25日機構規程第 1号）  
この規程は、平成10年 7月 1日から施行する。

附 則（平成10年 9月22日機構規程第 2号）  
この規程は、平成10年 9月22日から施行する。

附 則（平成11年 3月29日機構規程第 6号）  
この規程は、平成11年 3月29日から施行する。

附 則（平成11年 9月29日機構規程第12号）  
この規程は、平成11年10月 1日から施行する。

附 則（平成12年 3月31日機構規程第 1号）  
この規程は、平成12年 3月31日から施行する。

附 則（平成12年12月22日機構規程第10号）  
この規程は、平成13年 1月 6日から施行する。

附 則（平成13年 1月31日機構規程第 3号）  
この規程は、平成13年 2月26日から施行する。

附 則（平成13年 3月29日機構規程第10号）  
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 6月28日機構規程第25号）  
この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則（平成14年 9月30日機構規程第27号）  
この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則（平成15年11月18日機構規程第19号）  
この規程は、平成15年11月29日から施行する。

附 則（平成16年11月30日機構規程第22号）  
この規程は、平成16年12月20日から施行する。

附 則（平成17年 5月18日機構規程第14号）  
この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

附 則（平成17年12月 2日機構規程第24号）  
この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

附 則（平成20年 9月29日機構規程第6号）  
この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則（平成21年 7月13日機構規程第5号）

この規程は、平成21年 7月24日から施行する。

附 則（平成25年 3月19日機構規程第4号）

この規程は、国土交通大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成25年 7月11日機構規程第11号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年 10月 1日機構規程第16号）

1. この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
2. 平成25年 9月30日以前の型式承認試験基準により型式承認あるいは型式の変更の承認を受けたものの検定の方法については、平成27年 3月31日まではなお従前の例によることができる。
3. 平成25年 9月30日以前の型式承認試験基準により型式承認あるいは型式の変更の承認を受けたものであって、平成25年10月 1日以降の新たな型式承認試験基準に基づき型式の変更の承認を受けたものについては前項の規定は適用しない。

附 則（平成26年 2月28日機構規程第 1号）

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. この規程の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 7月13日機構規程第 7号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年 8月30日機構規程第 5号）

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。
2. この規程の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

別表第1 (3-4-1関係)

品名	検定項目	抜取検査方式
内燃機関、船内外機及び船外機	外観	K
	作動、解放(部品の寸法、構造及び組立の良否を含む。)	A
	各部材の材料	S*
倉口覆布 (化学繊維に限る。)	外観	K
	縫製加工の状態	A
	寸法、質量	S
	防水液の品質、防水度、ミシン糸の強さ	S*
倉口覆布の布地 (化学繊維に限る。)	外観	K
	質量	S
	引張、湿潤引張	S*
倉口覆布の防水布地 (化学繊維に限る。)	外観	K
	質量	S
	引張、湿潤引張、防水度、反復折曲防水度	S*
小型船舶用 膨脹式救命いかだ	外観	K
	標示(コテナ、本体)、寸法(本体)、質量、艀装品、再帰反射材の取付け、天幕の色調(本体)	A
	高圧ガス量(自動ガス充填装置)、高圧ガス容器の漏れ(自動ガス充填装置)、耐圧、高圧ガス容器の気密(自動ガス充填装置)、投下膨脹、封板破壊圧力(自動ガス充填装置)、破壊弁作動(自動ガス充填装置)、接着力(気室布、床布、天幕布)	S
	耐油(気室布、床布、天幕布)、引張(索類)、引張(気室布、床布、天幕布)	S*
小型船舶用 救命浮器	外観	K
	標示、色調、寸法、質量、再帰反射材の貼り付け	A
	耐圧、浮力、縫い方	S
	耐油性、部材の強度、浮力体の品質、布地の強さ	S*
小型船舶 救命浮環	外観	K
	標示、再帰反射材の貼り付け、色調、寸法、質量	A
	縫い方、浮力、気密	S
	材料の品質、耐油性	S*
小型船舶用 救命胴衣	外観	K
	標示、再帰反射材の貼り付け、色調、寸法、質量	A
	縫い方、浮力、耐圧、荷重	S
	材料、耐油性	S*
小型船舶用 救命浮輪	外観	K
	標示、再帰反射材の貼り付け、色調、寸法、質量	A
	縫い方、膨脹、浮力	S
	材料、耐油性	S*
小型船舶用 救命クッション	外観	K
	標示、再帰反射材の貼り付け、色調、寸法、質量	A
	縫い方、浮力、荷重	S
	材料、耐油性	S*
小型船舶用 浮力補助具	外観	K
	標示、再帰反射材の貼り付け、寸法、質量	A
	縫い方、浮力、耐圧、荷重	S
	材料、耐油性	S*

救命器具の浮力材料	外観	K
	寸法、質量	S
	品質、耐油性	S*
救命器具の布地	外観	K
	寸法、質量	S
	組織、引張	S*
小型船舶用自己点灯（電池式）	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、点灯、水密	S
小型船舶用自己発煙信号	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、浸漬、発煙	S
発煙浮信号	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、発煙、引火防止、機能、浸漬	S
小型船舶用火せん	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、防水、発射、火薬燃焼	S
信号紅炎	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、機能、光度、浸漬	S
小型船舶用信号紅炎	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、機能、光度、浸漬	S
小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	外観	K
	色調、標示、作動、水密	A
	寸法、質量、試験装置、周波数、送信電力、変調、送信フォーマット	S
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	外観	K
	色調、標示、作動、水密	A
	寸法、質量、応答表示、実効受信感度、等価等方輻射電力、応答電波の周波数掃引回数、応答遅延時間、掃引復帰時間、主掃引復帰時間、応答回復時間、掃引周波数範囲	S
持運び式双方向無線電話装置	外観	K
	標示、作動	A
	寸法、質量、周波数偏差、空中線電力、感度、防水	S
再帰反射材	外観	K
	質量、厚さ	S
	反射性能	S*
自動離脱装置（救命いかだ用）	外観	K
	標示	A
	寸法、質量、没水、手動離脱、強度	S
磁気コンパス（自差修正装置を有するもの）	外観	K
	基線誤差、方位誤差	A
	寸法、質量、構造、摩擦、周期、目盛、随伴角、付属品の精度、磁気能率、カードの体積及び質量、コンパス液の比重、白濁及び気泡、内面塗料、照明装置、温度特性、船首尾線のマーク、自差修正量の有効量	S

船灯	外観	K	
	寸法、構造、絶縁抵抗、耐電圧	A	
	射光角度、色調、閃光回数、光度	S	
	材料	S*	
形象物	外観	K	
	寸法、質量、色	S	
汽笛	外観	K	
	絶縁抵抗、耐電圧、総合音圧レベル	A	
	寸法、質量	S	
号鐘	外観	K	
	寸法、打子（ストライカー）の質量、音圧レベル	A	
	質量	S	
どら	外観	K	
	寸法、音圧レベル	A	
	質量	S	
航海用レーダー反射器	外観	K	
	標示、構造	A	
	寸法、質量	S	
小型船舶用消火器 （自動拡散型液体消火器及び自動拡散型粉末消火器を除く。）	外観	K	
	標示、炭酸ガス容器の耐圧、炭酸ガス容器の漏洩	A	
	寸法、質量、放射時間及び放射距離、容器及びホースの耐圧、炭酸ガス量、封板の破壊圧力	S	
自動拡散型液体消火器及び 自動拡散型粉末消火器	外観	K	
	標示	A	
	寸法、質量、耐水圧、作動、感知部	S	
	消火剤の成分	S*	
消火剤 （小型船舶用粉末消火器用）	外観	K	
	質量、包装、標示	A	
	粒度、比重、撥水性	S	
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品	シー・アンカー	外観	K
		寸法、質量、ロープの取付	S
		布地及びロープの強さ	S*
	救難食糧	外観	K
		標示	A
		寸法、質量、内容品確認、気密	S
	飲料水	外観	K
		標示、異物の混入	A
		容器の水密、容量	S
	海水脱塩装置	外観	K
		標示	A
		性能	S
	応急医療具	外観	K
		標示	A
		寸法、質量、内容品確認、容器の気密	S
	保温具	外観	K
		標示	A
		寸法、質量	S
		防水、熱貫流	S*

	水密電気灯	外観	K
		標示	A
		寸法、質量、配光、防水、作動、落下	S
	日光信号鏡	外観	K
		平面度	A
		寸法、質量、反射率	S
	レーダー反射器	外観	K
		標示、構造	A
		寸法、質量	S
	海面着色剤	外観	K
		標示	A
		寸法、質量、浸漬	S
色調		S*	
作業用救命衣	外観	K	
	標示、色調、寸法、質量	A	
	縫い方、浮力、耐圧、荷重	S	
	材料、耐油性	S*	

別表第2 (3-4-1, 3-4-2関係)

## 抜 取 表

<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">           抜取検査方式 N         </div>	K	A <sub>0</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	S <sub>0</sub>	S <sub>1</sub>
20マデ	全数	全 数	n = 10	n = 5	n = 2	n = 1
50 "	"	n = 20	n = 10	n = 5	n = 2	n = 1
100 "	"	n = 20	n = 10	n = 5	n = 3	n = 1
200 "	"	n = 20	n = 10	n = 5	n = 5	n = 2
500 "	"	n = 20	n = 15	n = 7	n = 7	n = 3
1,000 "	"	n = 30	n = 20	n = 10	n = 10	n = 5
2,000 "	"	n = 40	n = 30	n = 15	n = 15	n = 7
5,000 "	"	n = 70	n = 40	n = 20	n = 20	n = 10

## 備考

(註1) 別表1で抜取検査方式Aを指定されている場合はA<sub>0</sub>を適用し、抜取検査方式Sを指定されている場合はS<sub>0</sub>を適用する。

ここに、

N : ロットの大きさ

n : サンプルの大きさ (抜取数)

抜取検査全数が合格した場合に当該ロットを全て合格とし、抜取検査品に不合格がある場合に当該ロット全てを不合格とする。

この場合において、ロットについては、次に掲げる場合にあっては、別ロットとしなければならない。

- (1) 仕入時期又は、製造所が異なった原料、材料及び部品で製造したとき。
- (2) 製造の時期が大幅に異なるとき。
- (3) 異なる工程で製造したとき。

(註2) 型式毎に以下の条件をすべて満たす場合であって機構が承認した場合には抜取検査方式A<sub>0</sub>を適用している型式には抜取検査方式A<sub>1</sub>に、抜取検査方式 A<sub>1</sub>を適用している型式は抜取検査方式A<sub>2</sub>に、抜取検査方式S<sub>0</sub>を適用している型式は抜取検査方式S<sub>1</sub>に移すことができる。

- (1) 最近の検定10ロットに不合格品が一つもないこと。
- (2) 十分な知見を有する検査主任者が選任されていること。
- (3) 適切な社内基準により社内試験が適切に行われていること。

(註3) A<sub>1</sub>若しくはA<sub>2</sub>又はS<sub>1</sub>の抜取検査方式が指定されている型式について、次のいずれかに該当した場合には、抜取検査方式をそれぞれA<sub>0</sub>若しくはA<sub>1</sub>又はS<sub>0</sub>に戻すこととする。

- (1) 1つのロットで不合格となった場合

(2)その型式の製品について半年間以上検定が行われなかった場合

- (註4) サンプルの大きさ（抜取数）がロットの大きさより、大きいときは全数検査とする。
- (註5) 抜取検査方式S\*は、抜取検査方法Sの特例であり、材料ロットの管理に関する適切な社内規定により管理されている場合に適用し、製品の使用材料及び原料が、過去の検定時と同じ材料ロット（材料の仕入れ時期、製造所及び成分が同じ）であることが確認された場合は、該当する成績表を確認することにとどめて差し支えない。
- (註6) 試料の抜取りは、ランダムに行われなければならない。ランダムに抜取るには、乱数表、乱数サイを使用して行うものとする。



別表第3 (3-5-1関係)

名 称	略 符	名 称	略 符
札幌支部	Ⓗ	神戸支部	Ⓚ
函館支部	Ⓗ <sub>H</sub>	和歌山支部	Ⓚ <sub>W</sub>
青森支部	Ⓢ <sub>M</sub>	境支部	Ⓗ <sub>S</sub>
仙台支部	Ⓢ	岡山支部	Ⓗ <sub>T</sub>
千葉支部	Ⓣ <sub>C</sub>	広島支部	Ⓗ
東京支部	Ⓣ	尾道支部	Ⓗ <sub>O</sub>
横浜支部	Ⓣ <sub>H</sub>	下関支部	Ⓣ <sub>S</sub>
新潟支部	Ⓝ	高松支部	Ⓜ
金沢支部	Ⓝ <sub>K</sub>	松山支部	Ⓜ <sub>M</sub>
浜松支部	Ⓝ <sub>H</sub>	福岡支部	Ⓣ
沼津支部	Ⓝ <sub>M</sub>	長崎支部	Ⓣ <sub>N</sub>
名古屋支部	Ⓝ	三角支部	Ⓣ <sub>M</sub>
鳥羽支部	Ⓝ <sub>T</sub>	大分支部	Ⓣ <sub>O</sub>
大津支部	Ⓚ <sub>O</sub>	鹿児島支部	Ⓣ <sub>K</sub>
舞鶴支部	Ⓚ <sub>M</sub>	沖縄支部	Ⓣ <sub>H</sub>
大阪支部	Ⓚ		

別表第4 (5-1及び5-2関係)

手数料の額は、次の式により算出するものとする。

$$N \leq N_0 \text{ のとき } \text{手数料の額 (単位 円)} = A \times N$$

$$N > N_0 \text{ のとき } \text{手数料の額 (単位 円)} = A \times N_0 + B \times (N - N_0)$$

この場合において、

Nは、検定を受ける数量

N<sub>0</sub>は、手数料を算定するための基準値で、次表に定める数値

Aは、検定を受ける数量が基準値以下のときの1単位当たりの手数料の額で、次表に定める額 (単位 円)

Bは、検定を受ける数量が基準値を超えるとときの1単位当たりの手数料の額で、次表に定める額 (単位 円)

船舶又は物件	手数料算定のための1単位	基準値 (N <sub>0</sub> )	検定を受ける数量が基準値以下のときの1単位当たりの手数料の額(A) (単位円)	検定を受ける数量が基準値を超えるときの1単位当たりの手数料の額(B) (単位円)
小型船舶 旅客船	1隻	3	14,981	13,483
小型船舶 旅客船以外のもの	1隻	5	10,895	9,805
小型船舶の船体 長さ3メートル未満のもの	1隻	10	3,300	2,933
小型船舶の船体 長さ3メートル以上5メートル未満のもの	1隻	7	6,600	5,940
小型船舶の船体 長さ5メートル以上のもの	1隻	5	9,743	8,768
内燃機関 連続最大出力が18kw未満のもの	1個	10	5,238	4,715
内燃機関 連続最大出力が18kw以上37kw未満のもの	1個	10	9,115	8,203
船内外機 連続最大出力が18kw未満のもの	1個	5	9,428	8,485
船内外機 連続最大出力が18kw以上37kw未満のもの	1個	5	10,685	9,638
船内外機 連続最大出力が37kw以上73.6kw未満のもの	1個	5	12,781	11,524
船内外機 連続最大出力が73.6kw以上184kw未満のもの	1個	5	15,400	13,828
船内外機 連続最大出力が184kw以上のもの	1個	5	18,124	16,343
船外機 連続最大出力が3.7kw未満のもの	1個	10	5,343	4,808
船外機 連続最大出力が3.7kw以上7.4kw未満のもの	1個	10	8,695	7,825
船外機 連続最大出力が7.4kw以上18kw未満のもの	1個	5	9,533	8,580
船外機 連続最大出力が18kw以上37kw未満のもの	1個	5	10,476	9,428
船外機 連続最大出力が37kw以上73.6kw未満のもの	1個	5	13,200	11,838

船外機 連続最大出力が73.6kw以上184kw未満のもの	1個	5	15,715	14,143
船外機 連続最大出力が184kw以上のもの	1個	5	18,124	16,343
倉口覆布	1枚	50	1,393	1,257
倉口覆布の布地	50メートル又は その端数	100	272	241
倉口覆布の防水布地	50メートル又は その端数	100	142	125
倉口がい板 木製のもの	1枚	400	157	142
倉口がい板 鋼製のもの 50平方メートル未満	1式	5	6,810	6,128
倉口がい板 鋼製のもの 50平方メートル以上100平方メートル未満	1式	5	8,140	7,323
倉口がい板 鋼製のもの 100平方メートル以上200平方メートル未満	1式	5	9,555	8,601
倉口がい板 鋼製のもの 200平方メートル以上	1式	5	12,467	11,220
舷窓	1個	500	125	110
小型船舶用膨脹式救命いかだ	1個	30	2,022	1,823
小型船舶用救命浮器	1個	70	681	618
小型船舶用救命浮環	1個	500	147	131
小型船舶用救命胴衣	1個	500	115	105
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション	1個	500	147	131
小型船舶用浮力補助具	1個	500	105	95
救命器具の浮力材料	1個	200	157	142
救命器具の布地	50メートル又は その端数	300	272	241
小型船舶用自己点火灯 電池式のもの	1個	500	188	168
小型船舶用自己点火灯 電池式以外のもの	1個	500	68	63
小型船舶用自己発煙信号	1個	500	147	131
発煙浮信号	1個	300	199	178
小型船舶用火せん	1個	1,000	73	63
信号紅炎	1個	300	105	95
小型船舶用信号紅炎	1個	1,000	73	63
小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個	20	3,876	3,488
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個	20	3,667	3,300
持運び式双方向無線電話装置	1個	20	7,857	7,072
再帰反射材	5平方メートル又は その端数	50	1,676	1,508

自動離脱装置	1個	100	345	315
磁気コンパス	1個	20	2,650	2,378
磁気コンパスの羅盆	1個	20	1,393	1,257
磁気コンパスの時差修正装置付架台	1個	20	2,305	2,075
第二種マスト灯	1個	50	503	450
第三種マスト灯	1個	50	440	398
第四種マスト灯	1個	50	377	335
第二種舷灯	1個	50	503	450
第三種舷灯	1個	50	377	335
第一種両色灯	1個	50	440	398
第二種両色灯	1個	50	377	335
第二種船尾灯	1個	50	503	450
第二種引き船灯	1個	50	503	450
第二種白灯	1個	50	503	450
第二種紅灯	1個	50	503	450
第二種緑灯	1個	50	503	450
第二種紅色閃光灯	1個	50	524	472
第一種綠色閃光灯	1個	50	524	472
第二種黄色閃光灯	1個	50	503	450
第一種三色灯	1個	50	440	398
第二種三色灯	1個	50	377	335
操船信号灯	1個	50	503	450
白色底びき網漁業灯	1個	50	524	472
紅色底びき網漁業灯	1個	50	524	472
かけまわし漁法灯	1個	50	524	472
きんちやく網漁業灯	1個	50	524	472
形象物	1個	500	105	95
汽笛 音圧が111デシベル以上115デシベル未満のもの	1個	70	1,833	1,655
汽笛 音圧が115デシベル以上120デシベル未満のもの	1個	70	1,928	1,739
汽笛 音圧が120デシベル以上130デシベル未満のもの	1個	70	2,075	1,865
汽笛 音圧が130デシベル以上138デシベル未満のもの	1個	10	5,793	5,217
汽笛 音圧が138デシベル以上143デシベル未満のもの	1個	5	8,538	7,690
汽笛 音圧が143デシベル以上のもの	1個	5	11,733	10,581
号鐘	1個	100	608	545
どら	1個	100	555	503

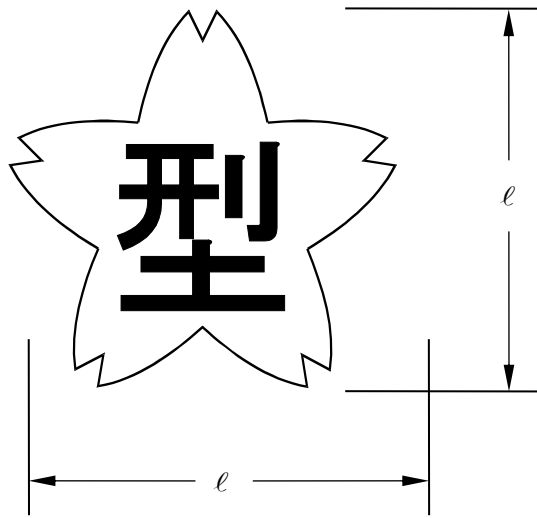
国際信号旗	1枚	300	157	142
国際信号旗の布地	50メートル又は その端数	300	157	142
航海用レーダー反射器	1個	300	105	95
小型船舶用消火器（自動拡散型液体消火器及び自動拡散型 粉末消火器を除く。）	1個	200	315	283
自動拡散型液体消火器	1個	200	272	241
自動拡散型粉末消火器	1個	200	272	241
消火剤 消火器用消火剤 持運び式又は簡易式消火器用の もの	1個	500	100	89
消火剤 消火器用消火剤 固定式又は移動式消火器用のも の	1個	100	335	304
消火剤 固定式鎮火性ガス消火器用消火剤（ハロゲン化物に限 る。）	60キログラム又は その端数	30	1,812	1,635
消火剤 固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消 火装置用消火剤	200リットル又は その端数	10	4,463	4,012
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 シー・アンカー	1個	150	252	225
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 救難食料	1個	500	100	89
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 飲料水	1個	500	58	52
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 海水脱塩装置	1個	150	367	335
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 応急医療具	1個	150	367	335
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 保温具	1個	300	125	110
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 水密電気灯	1個	200	252	225
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 日光信号鏡	1個	300	115	105
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 レーダー・反射器	1個	300	105	95
小型船舶用膨脹式救命いかだの艀装品 海面着色剤	1個	300	125	115
防爆型の電気器具	1個	100	686	618
作業用救命衣	1個	200	131	115
検定合格証明書の交付	1通	-	1,257	-
検定合格証明書の再交付	1通	-	2,515	-

様式第1号 (2-1-1関係)

<p>検定申請書</p> <p>日本小型船舶検査機構 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>下記物件の検定につき、船舶等型式承認規則第13条の規定により申請します。</p>	
型式承認番号	第 号
名称及び型式、数量	
製造年月	年 月
製造番号	第 号 ～ 第 号
製造事業場の名称 及び所在地	
検定を受ける場所 検定予定日時	年 月 日

【注】氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第2号 (3-5-1関係)



( $e$  は4ミリメートル以上とする。)

様式第3号 (3-5-1関係)

